

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 0 1 4 号

平成 30 年 3 月 30 日

金 曜 日

目	次
条 例	
○四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(総務課) 2
○常勤の副管理者の給料に関する条例の一部を改正する条例	(総務課) 4
○常勤の副管理者の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	(総務課) 4
○四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例	(総務課) 5
○四日市港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例	(港営課) 6
規 則	
○四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則	(出納室) 7
告 示	
○経営企画部振興課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示	(振興課) 11
○四日市港管理組合収納代理金融機関の全部を改正する告示	(出納室) 12
○四日市港管理組合の管理する港湾施設の一部を改正する告示	(港営課) 13
○港湾施設の供用開始について	(港営課) 13
公 告	
○平成 30 年度四日市港管理組合一般会計予算等の公表	(総務課) 14
議 会 訓 令	
○四日市港管理組合議会事務局文書規程の一部を改正する訓令	(議会事務局) 25
議 会 告 示	
○四日市港管理組合議会事務局規程の一部を改正する告示	(議会事務局) 26
○四日市港管理組合議会公印規程の一部を改正する告示	(議会事務局) 27
監査委員告示	
○四日市港管理組合監査委員事務局規程の一部を改正する告示	(監査委員) 27
○四日市港管理組合監査委員公印規程の一部を改正する告示	(監査委員) 28

条 例

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 1 号

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項第 3 号の次に次の号を加える。

(4) 特定大規模災害に対処するための死体処理手当

職員が著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（次項において「特定大規模災害」という。）に対処するため規則で定める死体の取扱いに関する作業に従事したときは、日額 4,000 円を超えない範囲内において規則で定める。

第 20 条第 2 項の次に次の項を加える。

3 職員が特定大規模災害に対処するため、前項第 2 号ニに規定する災害応急作業に引き続き 5 日以上従事したときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に日額 600 円を超えない範囲内において規則で定める額を加算して支給する。

第 2 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」、
「100 分の 105)」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 95（特定管理職員にあ

つては、100 分の 115)」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 50)」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 45 (特定管理職員にあつては、100 分の 55)」を加える。

附則第 12 項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 1.575)」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 1.425 (特定管理職員にあつては、100 分の 1.725)」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 105)」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 95 (特定管理職員にあつては、100 分の 115)」を加える。

第 3 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 85 (特定管理職員にあつては、100 分の 105)、12 月に支給する場合においては 100 分の 95 (特定管理職員にあつては、100 分の 115)」を「100 分の 90 (特定管理職員にあつては、100 分の 110)」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 40 (特定管理職員にあつては、100 分の 50)、12 月に支給する場合においては 100 分の 45 (特定管理職員にあつては、100 分の 55)」を「100 分の 42.5 (特定管理職員にあつては、100 分の 52.5)」に改める。

附則第 12 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 1.275 (特定管理職員にあつては、100 分の 1.575)、12 月に支給する場合においては 100 分の 1.425 (特定管理職員にあつては、100 分の 1.725)」を「100 分の 1.35 (特定管理職員にあつては、100 分の 1.65)」に、「、6 月に支給する場合においては 100 分の 85 (特定管理職員にあつては、100 分の 105)、12 月に支給する場合においては 100 分の 95 (特定管理職員にあつては、100 分の 115)」を「100 分の 90 (特定管理職員にあつては、100 分の 110)」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から

施行する。

- 2 第 2 条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 2 条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定（以下この項において「新条例の規定」という。）を適用する場合においては、第 2 条の規定による改正前の四日市港管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 2 号

常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤の副管理者の給与に関する条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「100 分の 20」を「100 分の 45」に改め、同条第 1 号中「100 分の 197.5」を「100 分の 157.5」に改め、同条第 2 号中「100 分の 212.5」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

常勤の副管理者の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 3 号

常勤の副管理者の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

常勤の副管理者の給料の特例に関する条例（平成 29 年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 4 号

四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例

（四日市港管理組合職員退職手当条例の一部改正）

第 1 条 四日市港管理組合職員退職手当条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 8 項を削り、同条第 9 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項を同条第 9 項とする。

附則第 6 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

（四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和 48 年四日市港管理組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

(四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成 18 年四日市港管理組合条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後に四日市港管理組合職員退職手当条例（以下「条例」という。）第 4 条の規定に該当する退職をした者（同条第 1 項第 3 号の規定に該当する退職をした者を除く。）又は条例第 5 条の規定に該当する退職をした者（同条第 1 項第 6 号の規定に該当する退職をした者を除く。）については、この条例による改正前の四日市港管理組合職員退職手当条例第 7 条第 8 項の規定は、平成 35 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

四日市港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 5 号

四日市港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合港湾施設条例(昭和 41 年四日市港管理組合条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 16 号中「泡消火施設」の次に「及び陸上電力供給施設」を加える。

第 5 条第 1 項第 7 号中「管理事務所」の次に「陸上電力供給施設」を加える。

別表中

管理事務所	第 3 埠頭附属事務所		
	1 月 1 平方メートルまでごとに		1,179 円 14 銭
	上屋附属事務所		
	霞 1 号上屋		
	1 月 1 平方メートルまでごとに		767 円 01 銭
	その他上屋		
埠頭ビル内事務所	1 月 1 平方メートルまでごとに		658 円 69 銭
	1 月 1 平方メートルまでごとに		1,064 円 66 銭
	1 月 1 平方メートルまでごとに		1,064 円 66 銭

を

管理事務所	第 3 埠頭附属事務所		
	1 月 1 平方メートルまでごとに		1,179 円 14 銭
	上屋附属事務所		
	霞 1 号上屋		
	1 月 1 平方メートルまでごとに		767 円 01 銭
	その他上屋		
埠頭ビル内事務所	1 月 1 平方メートルまでごとに		658 円 69 銭
	1 月 1 平方メートルまでごとに		1,064 円 66 銭
	1 月 1 平方メートルまでごとに		1,064 円 66 銭
陸上電力供給施設	霞西 1 号さん橋陸上電力供給施設		
	1 日 1 施設につき		540 円

に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

規 則

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 5 号

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）の一部を次のよう

に改正する。

第 13 号様式及び第 13 号様式の 2 中「三菱東京UFJ 銀行」を「三菱UFJ 銀行」に改める。

第 41 号様式中

「

区 分			前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
不 動 産	土 地	山 林	m ²	m ²	m ²
		何 々	m ²	m ²	m ²
	立 木		m ²	m ²	m ²
	何 々				
動 産	何 々				
有 価 証 券			千円	千円	千円
現 金			千円	千円	千円

を

備考 この調書は、基金の種類ごとに記載すること。

」

「

区 分			前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
不 動 産	土 地	何 々	m ²	m ²	m ²
		何 々			
動 産	何 々				
有 価 証 券			() 千円	() 千円	() 千円
現 金			() 千円	() 千円	() 千円

に改める。

備考 1 この調書は、基金の種類ごとに記載すること。

2 () 内は出納整理期間を含めた額を記載すること。

」

第 47 号様式を次のように改める。

第 47 号様式（第 99 条関係、101 条関係）

(表)

契 約 書	
契 約 目 的	収 入 印 紙 ㊞
契 約 内 容	
履 行 期 限	年 月 日
履 行 場 所	
契 約 金 額	
契 約 保 証 金 額	
<p>四日市港管理組合（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、上記 について契約を締結し、四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）及び次の条件によって互いに契約を履行する。</p> <p>この契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。</p>	
年 月 日	
甲	所在地 四日市港管理組合 管理者 ㊞
乙	住所（所在地） 氏 名 ㊞ (名称及び代表者名)

備考 この様式によることが困難なものにあつては、適宜必要な事項を記載した契約書を作成すること。

(規格 A4 縦)

(裏)

条 件

- 1 契約代金の支払時期及び方法
- 2 監督・検査
- 3 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における利息、違約金その他の損害金
- 4 危険の負担及び保証期間
- 5 瑕疵（かし）担保責任
- 6 契約の変更及び解除
- 7 売掛債権の例外措置
- 8 紛争の解決方法
- 9 その他契約の履行に必要な事項

(規格 A4 縦)

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の四日市港管理組合財務規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

告 示

四日市港管理組合告示 2 号

経営企画部振興課関係補助金交付要綱（平成 27 年四日市港管理組合告示第 5 号）の一部を次のとおり改正します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

別表を次のように改める。

別表（第 1 条関係）

区分	補助金の名称	補助金の交付の目的	補助事業等の内容	補助額又は補助率	交付の対象
1	基幹航路等コンテナ船寄港誘致事業補助金	四日市港に寄港する基幹航路等のコンテナ定期航路の確保を図る。	新たに開設された基幹航路、東北・華北航路又は華東航路において、四日市港での船舶の入出港及び四日市港における貨物取扱に要する経費	別に定める。	外航船社等
2	船会社集荷促進事業補助金	船会社の集荷活動を促進させることで、四日市港の外貿コンテナ定期航路の維持・拡充と外貿コンテナ貨物取扱量の増加を図る。	四日市港で揚げ積みするコンテナ貨物を一定量以上増加させた四日市港における貨物取扱に要する経費	別に定める。	外航船社等

3	荷主企業四日市港利用支援事業補助金	四日市港の利用拡大を推進し、コンテナ定期航路の維持・拡充を図ることで、荷主企業の利便性の向上を図る。	四日市港で揚げ積みするコンテナ貨物を一定量以上増加させた当該物流に関する経費	別に定める。	荷主企業
---	-------------------	--	--	--------	------

附 則

- この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 施行前の経営企画部振興課関係補助金交付要綱の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

四日市港管理組合告示 3 号

四日市港管理組合収納代理金融機関（昭和 41 年四日市港管理組合告示第 9 号）の全部を次のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 四日市港管理組合収納代理金融機関

株式会社三重銀行	国内所在の店舗	
株式会社三菱UFJ銀行	四日市支店	四日市市諏訪町
	四日市中央支店	〃
株式会社みずほ銀行	四日市支店	四日市市安島
株式会社第三銀行	四日市支店	四日市市鶉の森
株式会社りそな銀行	津市店	津市東丸之内

2 事務の範囲

指定金融機関の取り扱う収納事務

四日市港管理組合告示第 4 号

四日市港管理組合の管理する港湾施設（昭和 44 年四日市港管理組合告示第 6 号）の一部を次のとおり改正します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

4 臨港交通施設のうち臨港道路の項第 53 号中「50m」を「10.5m～50m」に、「1,346m」を「4,915m」に改め、同項第 87 号を同項第 88 号とし、同項第 75 号から同項第 87 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 74 号の次に次の 1 号を加える。

(75) 霞北 1 号支線 20m～23.5m 652m //

4 臨港交通施設のうち橋梁の項に次の 1 号を加える。

(2) 臨海橋 34.44m 20.80m 川越町亀崎新田地先

16 管理事務所の項の次に次の項を加える。

17 陸上電力供給施設

	名 称	能 力	数 量	位 置
(1)	霞西 1 号さん橋 陸上電力供給施設	3φ AC220V30A/施設	5 施設	霞西 1 号さん橋霞 1 丁目西

四日市港管理組合告示第 5 号

次の港湾施設の供用を開始します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 名 称

(1) 臨港交通施設 臨港道路 霞 4 号幹線の一部 (3,569m)

臨港道路 霞北 1 号支線

橋梁 臨海橋

(2) 陸上電力供給施設 霞西 1 号さん橋陸上電力供給施設

2 供用開始年月日

(1) 平成 30 年 4 月 1 日

(2) 平成 30 年 5 月 1 日

公 告

平成 30 年度四日市港管理組合一般会計予算等が平成 30 年 3 月 29 日成立しましたので、
次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

平成 30 年度四日市港管理組合一般会計予算

平成 30 年度四日市港管理組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,444,633 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		2,733,174
	1 負担金	2,733,174
2 使用料及び手数料		619,296
	1 使用料	619,296
3 国庫支出金		284,500
	2 国庫補助金	284,500
4 県支出金		21,156
	1 県補助金	21,156
5 財産収入		10,733
	1 財産運用収入	10,589
	2 財産売払収入	144
6 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
7 諸収入		23,774
	1 組合預金利子	76
	2 受託事業収入	910
	3 雑入	22,788
8 組合債		1,722,000
	1 組合債	1,722,000
歳 入	合 計	5,444,633

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 18,962
	1 議会費	18,962
2 総務費		709,910
	1 総務費	699,406
	2 統計調査費	910
	3 監査委員費	9,594
3 港湾管理費		493,875
	1 港湾管理費	493,875
4 港湾建設費		2,102,813
	1 港湾建設費	2,102,813
5 公債費		2,118,073
	1 公債費	2,118,073
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		5,444,633

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成31年度	千円 743

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
国 補 港 湾 改 修 事 業 費	千円 86,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社 会 資 本 総 合 費	235,000	〃	〃	〃
一 般 管 理 費	6,000	〃	〃	〃
企 画 調 査 費	6,000	〃	〃	〃
港 湾 施 設 維 持 補 修 費	107,000	〃	〃	〃
港 湾 改 修 事 業 費	25,000	〃	〃	〃
国 直 轄 事 業 負 担 金	1,257,000	〃	〃	〃
計	1,722,000			

平成 30 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算

平成 30 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,189,779 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流
用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算
額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,550,596
	1 使用料	1,550,596
2 財産収入		581,433
	1 財産運用収入	581,433
3 繰入金		309,547
	1 基金繰入金	309,547
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		40,203
	1 組合預金利子	33
	2 雑入	40,170
6 組合債		688,000
	1 組合債	688,000
歳 入 合 計		3,189,779

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		千円 691,334
	1 施設管理総務費	394,487
	2 施設管理費	166,809
	3 ひき船事業費	130,038
2 建設事業費		907,747
	1 建設事業費	907,747
3 公債費		1,590,698
	1 公債費	1,590,698
歳 出 合 計		3,189,779

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成31年度～平成36年度	千円 1,821
2C・2D上屋耐震補強等改修工事に係る契約	平成31年度	121,644
2C・2D上屋耐震補強等改修工事監理業務に係る契約	平成31年度	2,814
2C・2D上屋耐震補強等改修工事設計意図伝達業務に係る契約	平成31年度	267

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
港湾施設改修費	千円 688,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
計	688,000			

平成 29 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7,749 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,216,191 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		2,840,510	△ 7,579	2,832,931
	1 負担金	2,840,510	△ 7,579	2,832,931
2 使用料及び手数料		597,236	18,482	615,718
	1 使用料	597,236	18,482	615,718
3 国庫支出金		158,900	0	158,900
	1 国庫負担金	120,400	0	120,400
5 財産収入		11,098	△ 331	10,767
	1 財産運用収入	10,586	2	10,588
	2 財産売払収入	512	△ 333	179
6 繰入金		73,117	2	73,119
	1 基金繰入金	73,117	2	73,119
7 諸収入		24,112	175	24,287
	1 組合預金利子	72	23	95
	3 雑入	23,130	152	23,282
8 組合債		2,482,000	△ 3,000	2,479,000
	1 組合債	2,482,000	△ 3,000	2,479,000
歳 入	合 計	6,208,442	7,749	6,216,191

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		18,416	△ 394	18,022
	1 議会費	18,416	△ 394	18,022
2 総務費		716,562	12,084	728,646
	1 総務費	706,265	12,156	718,421
	3 監査委員費	9,387	△ 72	9,315
3 港湾管理費		456,314	△ 9,221	447,093
	1 港湾管理費	456,314	△ 9,221	447,093
4 港湾建設費		2,905,696	5,280	2,910,976
	1 港湾建設費	2,905,696	5,280	2,910,976
5 公債費		2,110,454	0	2,110,454
	1 公債費	2,110,454	0	2,110,454
歳 出	合 計	6,208,442	7,749	6,216,191

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持補修費	千円 16,000
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本整備 総合交付金事業費	101,800
4 港湾建設費	1 港湾建設費	単独港湾改修事業費	31,700

第 3 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本整備 総合交付金事業費	千円 142,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 144,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
港湾施設管理費	3,000	〃	〃	〃	4,000	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	52,000	〃	〃	〃	47,000	〃	〃	〃
港湾改修事業費	29,000	〃	〃	〃	28,000	〃	〃	〃

平成 29 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 240,046 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,911,983 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 1,556,803	千円 25,238	千円 1,582,041
	1 使用料	1,556,803	25,238	1,582,041
2 財産収入		599,712	△ 829	598,883
	1 財産運用収入	599,712	△ 829	598,883
3 繰入金		315,460	△ 231,429	84,031
	1 基金繰入金	315,460	△ 231,429	84,031
5 諸収入		35,655	2,974	38,629
	1 組合預金利子	27	8	35
	2 雑入	35,628	2,966	38,594
6 組合債		559,000	△ 36,000	523,000
	1 組合債	559,000	△ 36,000	523,000
歳 入	合 計	3,152,029	△ 240,046	2,911,983

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理費		千円 1,070,908	千円 △ 208,996	千円 861,912
	1 施設管理総務費	510,818	△ 32,958	477,860
	2 施設管理費	431,589	△ 183,360	248,229
	3 ひき船事業費	128,501	7,322	135,823
2 建設事業費		563,309	△ 31,050	532,259
	1 建設事業費	563,309	△ 31,050	532,259
3 公債費		1,517,812	0	1,517,812
	1 公債費	1,517,812	0	1,517,812
歳 出	合 計	3,152,029	△ 240,046	2,911,983

第 2 表 繰越明許費補正

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 建設事業費	1 建設事業費	施設改修費	千円 263,703	施設改修費	千円 363,795

第 3 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設 改修費	千円 559,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 については定 められた償還 条件による。 その他資金に ついての償還 条件は、管理 者が定める。 ただし、組合 財政の都合に より繰上償還 することができるものとする。	千円 523,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 については定 められた償還 条件による。 その他資金に ついての償還 条件は、管理 者が定める。 ただし、組合 財政の都合に より繰上償還 することができるものとする。

議会訓令

四日市港管理組合議会訓令第 1 号

四日市港管理組合議会事務局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合議会議長 田 中 智 也

四日市港管理組合議会事務局文書規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合議会事務局文書規程（昭和 41 年四日市港管理組合議会訓令第 4 号）の一
部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「主査」を「事務局長が指名する者」に改める。

第 6 条第 2 号中「毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終る」を「会計年度ごとに」に改め、「往復文書は、とくに必要と認めたものを除き」を「普通文書は、」に改める。

第 16 条を次のように改める。

(公印)

第 16 条 文書を発送するときは、原議書と照合確認し、四日市港管理組合議会公印規程(昭和 41 年議会告示第 2 号)の定めるところにより、公印を押さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

第 19 条第 1 号を次のように改める。

(1) 文書の性質上暦年ごとに整理する必要があるものを除き、会計年度ごとに編冊すること。

第 19 条第 3 号中「目次」を「件名目録」に改める。

第 19 条第 4 号を次のように改める。

(4) 簿冊は、総務課長が指定するファイル用具を用いて、整理すること。

第 20 条第 2 項を次のように改める。

2 文書の保存期間は、事務処理が完結した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算する。ただし、暦年ごとに整理する文書の保存期間は、事務の処理が完結した日の属する年の翌年の 1 月 1 日から起算する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議会告示

四日市港管理組合議会告示第 1 号

四日市港管理組合議会事務局規程の一部を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合議会議長 田 中 智 也

四日市港管理組合議会議事局規程の一部を改正する告示

四日市港管理組合議会議事局規程（昭和 41 年四日市港管理組合議会議事局告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び同条第 2 項中「及び主事」を「、主任、主事及び技師」に改める。

第 3 条第 3 項中「担当事務」を「特定の事務又は一般の事務」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 主任は、上司の命を受けて特定の事務又は一般の事務を処理する。

5 前各項に規定する職以外の職は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

四日市港管理組合議会議事局告示第 2 号

四日市港管理組合議会議事局公印規程の一部を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合議会議長 田 中 智 也

四日市港管理組合議会議事局公印規程の一部を改正する告示

四日市港管理組合議会議事局公印規程（昭和 41 年四日市港管理組合議会議事局告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「主査とする」を「議会議事局長（以下「事務局長」という。）が指名する者をもつて充てる」に改める。

第 6 条中「議会議事局長（以下「事務局長」という。）」を「事務局長」に改める。

監査委員告示

四日市港管理組合監査委員告示第 1 号

四日市港管理組合監査委員事務局規程の一部を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合代表監査委員 山 口 和 夫

四日市港管理組合監査委員事務局規程の一部を改正する告示

四日市港管理組合監査委員事務局規程（昭和 41 年四日市港管理組合監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び同条第 2 項中「主査」の次に「、主任」を加える。

第 3 条第 3 項中「担当事務」を「特定の事務又は一般の事務」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 主任は、上司の命を受けて特定の事務又は一般の事務を処理する。

5 前各項に規定する職以外の職は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

四日市港管理組合監査委員告示第 2 号

四日市港管理組合監査委員公印規程の一部を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

平成 30 年 3 月 30 日

四日市港管理組合代表監査委員 山 口 和 夫

四日市港管理組合監査委員公印規程の一部を改正する告示

四日市港管理組合監査委員公印規程（昭和 41 年四日市港管理組合監査委員告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「主査とする」を「監査委員事務局長（以下「事務局長」という。）が指名する者をもつて充てる」に改める。

第 6 条中「四日市港管理組合監査委員事務局長（以下「事務局長」という。）」を「事務局長」に改める。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
